

平成 2 9 年 1 1 月 第 5 回 松 阪 市 議 会 定 例 会

請 願 文 書 表

受理番号	請願第 9 号
受理年月日	平成 2 9 年 1 1 月 1 7 日
件 名	国民健康保険県単位化にあたり保険税の引き下げと 減免制度の拡充を求める請願
請願者の 住所及び 氏 名	松阪市新座町 1 0 5 6 番地 松阪・多気地域社会保障推進協議会 会長 内田 茂雄
請願要旨	別紙のとおり
紹介議員	殿村 峰代 栗谷 建一郎 久松 倫生

2017 年 11 月 17 日

松阪市議会議長 山本芳敬 様

松阪・多気地域社会保障推進協議会

会長 内田茂雄

松阪市新座町 1056 番地

紹介議員

殿村峰代
久松倫生
栗谷建一郎

国民健康保険県単位化にあたり保険税の引き下げと減免制度の拡充を求める請願

請願趣旨

来年 4 月から、国民健康保険の財政運営を、市町村から県に移す制度改変が進んでいます。

9 月に入り、「国民健康保険納付金等の仮算定」が出され、松阪市では 1 人あたり保険税が現行より 7,514 円安くなる試算が出されました。4 人家族とすると一世帯 2 万円以上の国保税引き下げも可能といえます。また、松阪市の国保税の応能・応益の比率がおおよそ 4.3 対 5.7 であり、原則の 5 対 5 からみると低所得者の負担が大きいと言わねばなりません。応能応益の負担比率の改定は、高すぎる保険税により払えない世帯が増える中、正規の保険証を取り上げられ、必要な医療を受けられない人が多くなっているといった問題の解決につながると思われます。

一方、今後の広域化のもとで都道府県が一定の基準と条件で計算して決める納付金額は、「100%完納」が原則で減額は一切認められないとしていることから、保険税の減額は実行せず、納付金の 100%完納達成を最優先する保険税額を設定する心配も出ています。

国や県からの圧力に屈せず強権的な国保税徴収は中止し、国保税を引き下げ国民健康保険制度をまともな公的制度として機能させることが必要です。

国民健康保険の広域化にあたっては、被保険者のおかれている現状を鑑み、社会保障としての保険制度の在り方を改めて重視し国庫負担増額を政府に迫り、住民の命を守るために、誰もが安心して払える国民健康保険制度となるよう、三重県に対して強く要望していただくとともに、松阪市としての負担軽減の実施を求めるものです。

記

1. 広域化にあたっては、試算に基づき国保税を引き下げること。
2. 所得に応じた新たな減免制度を創設し、所得階層別に「払える保険税」とすること。
3. 一般会計からの繰り入れを必要に応じて実施し、国庫負担の増額を国に対して要請すること。
4. 強制的な差し押さえや滞納処分を行うのではなく、国民健康保険は社会保障の重要な制度であることから、三重県地方税管理回収機構への委託は行わないこと。
5. 市町との連携会議や国保運営協議会において広く被保険者の意見を聞き、県の国保運営協議会では、被保険者の代表を参加させるよう力をつくすこと。

